東松山市の 情報公開制度・個人情報保護制度 令和5年度上半期(4月~9月)の 運用状況

1 情報公開制度の運用状況

(1) 請求の受付、処理件数

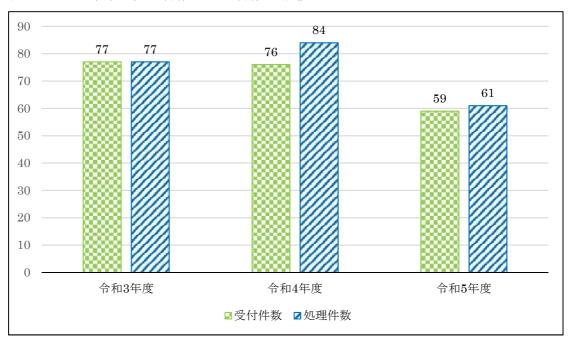
令和5年度上半期の公文書開示請求の受付件数は59件で、これに対する処理件数は、全部開示決定が51件、部分開示決定が10件で、合計61件でした。また、開示の方法は、すべて写しの交付によるものでした。(表1-1参照)

表1-1 情報公開の請求の受付件数と処理状況など

受付件数	処	理 状	況	開示	方 法
(取下げ件 数)	全部開示	部分開示	不開示 (不存在)	閲覧	写しの交付
5 9 (2)	5 1	1 0	0	0	6 1

※ 1件の請求で複数の文書が対象となり、複数の決定を行っていることがあるため、 受付件数と処理状況の合計件数は一致しないことがあります。また、開示方法についても複数の決定を行っていることがあるため、処理状況のうち全部開示と部分開示の件数の合計と、開示方法の合計は一致しません。(資料3参照)

表1-2 上半期の受付件数と処理件数の推移



(2) 実施機関別の請求の受付、処理件数

令和5年度上半期の公文書開示請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、 市長に対する請求は受付件数が56件、処理件数が57件となっています。また、教 育委員会に対する請求は、受付件数、処理件数ともに3件、農業委員会に対する請求 は、受付件数、処理件数ともに1件となっています。選挙管理委員会、公平委員会、 監査委員、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び議会に対しての請求はあり ませんでした。(表2参照)

表2 実施機関別の請求の受付件数と処理件数

	受付件数	処 理 状 況			
実施機関名	(取下げ件数)	全部開示	部分開示	不 開 示 (不存在)	
市 長	56 (2)	4 7	1 0	0	
教育委員会	3	3	0	0	
選挙管理委員会	0	0	О	0	
公平委員会	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	
農業委員会	1	1	0	0	
固定資産評価審 査 委 員 会	0	0	0	0	
病院事業管理者	0	0	0	0	
議会	0	0	0	0	
合 計	60 (2)	5 1	1 0	0	

^{※ 1}件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定を行っていることがあるため、受付件数と処理状況の合計件数は一致しないことがあります。

(3) 請求された主な文書の内訳

令和5年度上半期に請求が多かった文書は、「配水管布設、道路整備、管渠等の各種工事及び業務の設計書に係る文書」、「指定管理業務の業務報告書に関する文書」、「住居表示に係る文書」でした。(表3参照)

表3 請求された主な文書の内訳

請求文書	主管課	処理件数
配水管布設、道路整備、管渠等の各種工事及び業務の設計書に係る文書	水道下河都管農唐市ス建教施路 施川計財政浄 地 一管総施 が 一市 一子街ポ設育道 水 市 子街ポ設育	7件 7件 7件 6件 5件 2件 1件 1件 1件
指定管理業務の業務報告書に関する文書	都市計画課	3件
住居表示に係る文書(住居表示台帳、住居 付定受付簿)	市 民 課	2件

(4) 部分開示・不開示決定における不開示情報の内訳

令和 5 年度上半期における部分開示決定は 1 0 件、不開示決定はありませんでした (表 1 - 1 参照)。

部分開示決定を行った10件の公文書中に含まれる不開示情報の内訳は、東松山市情報公開条例第7条第1号「個人に関する情報」が6件、同条第2号「法人等に関する情報」が8件となっています。

表4 不開示情報の内訳

該当する理由	根拠条項(東松山市情報公開条例)	件 数 (不開示決定分)
個人に関する情報	第7条第1号	6(0)
法人等に関する情報	第7条第2号	8(0)
公共の安全と秩序に関する情報	第7条第3号	0(0)
審議、検討又は協議に関する情報	第7条第4号	0(0)
公にすることになじまない事務事業に関する情報	第7条第5号	0(0)
任意提供情報	第7条第6号	0(0)
法令等により公にすることができない情報	第7条第7号	0(0)
公文書の存否を明らかにできない情報	第10条	0(0)
他の制度等との調整により開示できない情報	第16条第1項	0(0)
合 計		14 (0)

^{※ 1}件の対象文書について、複数の根拠条項に基づく不開示情報が含まれていることがあるため、部分開示・不開示決定の件数と不開示情報の内訳件数の合計数は一致しないことがあります。

(5) 不服申立ての状況

令和5年度上半期に、不服申立てはありませんでした。

2 個人情報保護制度の運用状況

(1) 保有個人情報の開示等の請求の状況

令和5年度上半期の個人情報保護制度における保有個人情報の開示請求は20件であり、これに対して令和5年9月30日時点で処理済みのものの件数は全部開示決定12件、部分開示決定8件で、合計20件でした。開示の方法は、全て写しの交付によるものでした。(表5-1参照)

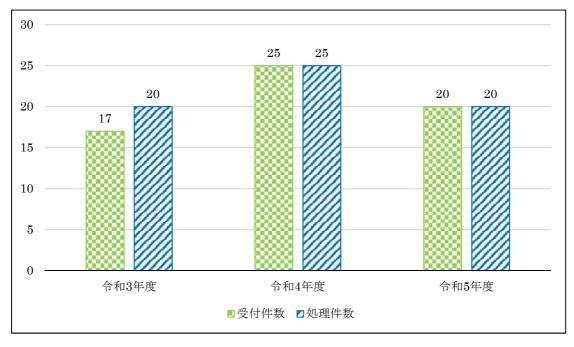
また、訂正、利用停止等の請求は、各実施機関ともありませんでした。

表5-1 保有個人情報の開示請求の受付件数と処理状況など

受付件数	処	理 状	況	開示	方法
(取下げ件 数)	全部開示	部分開示	不開示 (不存在)	閲覧	写しの交付
20 (0)	1 2	8	0	0	2 0

※ 1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定を行っていることがあるため、受付件数と処理状況の合計件数は一致しないことがあります。 (資料4参照)

表5-2 上半期の受付件数と処理状況



(2) 実施機関別の請求の受付、処理件数

令和5年度上半期の保有個人情報開示請求の受付、処理件数を実施機関別に分類すると、市長に対する請求は受付件数、処理件数ともに18件、教育委員会及び病院事業管理者に対する請求は受付件数、処理件数ともに1件でした。選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会の各実施機関に対しての請求はありませんでした。(表6参照)

表6 実施機関別の請求の受付件数と処理件数

	受付件数	処 理 状 況			
実施機関区分	(取下げ件数)	全部開示	部分開示	不 開 示 (不存在)	
市 長	1 8	1 1	7	О	
教育委員会	1	1	0	0	
選挙管理委員会	0	0	0	0	
公平委員会	0	0	0	0	
監査委員	0	0	0	0	
農業委員会	0	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	
病院事業管理者	1	0	1	0	
議会	0	0	0	0	
合 計	2 0	1 2	8	0	

^{※ 1}件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定を行っていることがあるため、受付件数と処理状況の合計件数は一致しないことがあります。 (資料3参照)

(3) 請求された主な保有個人情報の内訳

令和5年度上半期に請求のあった保有個人情報に関する文書は、「障害者手帳の交付に係る診断書及び意見書に関する文書」、「介護認定調書及び主治医の意見書に関する文書」、「住民票及び戸籍謄本請求申請書に関する文書」でした。(表7参照)

表 7 請求された主な保有個人情報文書の内訳

請求文書	主 管 課	処理件数
障害者手帳の交付に係る診断書及び意見書に 関する文書	障害者福祉課	8件
介護認定調書及び主治医の意見書に関する文 書	高 齢 介 護 課	5件
住民票及び戸籍謄本請求申請書に関する文書	市民課	2件

(4) 部分開示・不開示決定における不開示情報の内訳

令和5年度上半期における保有個人情報開示請求に対して、部分開示決定は8件で、 不開示決定はありませんでした(表5-1参照)。

部分開示決定8件の請求文書中に含まれる不開示情報は、個人情報の保護に関する 法律第78条第1項第2号「個人(本人以外)に関する情報」が8件、同条3号「法 人等に関する情報」が1件となっています。

表8 不開示情報の内訳

該当する理由	根 拠 条 項 (個人情報の保護に関する 法律)	件 数
生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	第78条第1号	0(0)
個人(本人以外)に関する情報	第78条第2号	8(0)
法人等に関する情報	第78条第3号	1(0)
国の安全等に関する情報	第78条第4号	0(0)
公共の安全等に関する情報	第78条第5号	0(0)
審議等に関する情報	第78条第6号	0(0)
事務又は事業に関する情報	第78条第7号	0(0)
合 章	†	9

^{※ 1}件の対象文書について、複数の根拠条項に基づく不開示情報が含まれていることがあるため、部分開示・不開示決定の件数と不開示情報の内訳件数の合計数は一致しないことがあります。

(5) 不服申立ての状況

令和5年度上半期に、不服申立てはありませんでした。